

上下水道料金体系の見直しについて

1.	上下水道料金体系の検証結果と見直しの考え方	1
2.	小口使用者の料金体系の見直し内容	5
3.	大口使用者の料金体系の見直し内容	6
4.	超大口使用者、地下水利用専用水道事業者の水道利用の促進	7
5.	公共用の用途区分の廃止	9
6.	水道料金体系見直しの効果	10
資料		
1	上下水道事業の収支見直し	12
2	企業団受水費の推移と水道料金の改定状況	16
3	累積資金残高の必要額	17
4	小口使用者の利用状況	18
5	道内主要都市の家事用水道料金の比較	19
6	大口使用者の利用状況	20
7	道内主要都市の従量料金の比較	21
8	超大口使用者、地下水利用専用水道事業者の状況	22
9	バックアップ料金の状況	24
10	公共用料金の状況等	25
11	水道事業の収支見直し(料金体系見直し後)	26

1. 上下水道料金体系の検証結果と見直しの考え方

- 上下水道事業については、今後も水需要の低下に伴う水道料金・下水道使用料収入の減少傾向が続くと見込まれるほか、施設の老朽化に伴う更新費用の増加や近年多発している自然災害への備えなどの課題を抱えている。
- 上下水道事業の収支見通しでは、企業償還金や十勝中部広域水道企業団からの受水費が減少するほか計画的な施設の更新や長寿命化などにより、累積資金残高は上下水道事業ともに安定的な運営に必要な資金が一定程度確保される見込みである。【資料1. 上下水道事業の収支見通し P12】
- 水道料金はこれまで事業の拡張や企業団からの受水に伴い改定してきたことにより、道内主要都市と比較すると高額となっている。【資料2. 企業団受水費の推移と水道料金の改定状況 P16】
- 施設の更新・維持管理期への移行や水需要の減少などの環境の変化を踏まえ、様々な課題へ適切に対応しつつ、**これからの時代に即した上下水道料金体系へ見直しを行い市民負担を軽減する必要がある。**

(1) 上下水道料金の算定期間

- 上下水道ビジョンは計画期間を10年間としているが、収支見通しの累積資金残高は期間の前半と後半でその傾向が異なっているため、**今回の上下水道料金の算定期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とする。**
【資料1. (4) 累積資金残高の見込み P13】

(2) 見直しの対象

- 上下水道事業を安定的に運営するためには一定程度の累積資金残高を確保する必要があり、過去の大規模災害の例や道内主要都市の残高などを勘案すると、1年間の上下水道料金収入の30%程度を確保することが必要。
【資料3. 累積資金残高の必要額 P17】
- 令和7年度までの算定期間において、水道事業は必要と考えられる累積資金残高を大幅に上回るが、下水道事業では見直しが可能となるほどの残高は確保されない見込みであるため、**今回の見直しについては、水道料金体系のみとし、下水道使用料体系については現行のまま据え置く。**

(3) 水道料金体系の見直しの考え方

①小口使用者の負担軽減

○少子化などの影響により水道の給水人口は減少傾向が続いているものの、核家族化の進行などにより給水戸数は増加傾向が続いており、主に一般家庭などの小口使用者（月に20m³以下で口径が25mm以下）が水道利用者全体の8割を超えている。【資料4. 小口使用者の利用状況 P18】

○家事用（口径25mm以下）の水道料金を道内主要都市と比較すると、基本料金は平均的な額となっているが、従量料金単価が高額であるため使用水量が増加すると水道料金総額は道内主要都市の中でも高額となっており、特に口径20mm・25mmの月に10m³までの従量料金単価が他都市と比較して高い状況になっている。

【資料5. 道内主要都市の家事用水道料金の比較 P19】

○このことから、**一般家庭を中心として広く市民負担の軽減を図るため小口使用者の負担を軽減する必要がある。**

②大口使用者の負担軽減

○帯広市ではこれまで水需要の抑制や一般家庭の水道料金の低廉化等の要請から、従量料金については水を使う量が多くなるほど単価が高くなる「逦増方式」を採用しているため、主に業務用などの月に50m³を超える大口使用者の水道料金が割高となっている。【資料6. 大口使用者の利用状況 P20】

○大口利用者は水道利用者全体の1.5%に過ぎないが、使用水量全体の21.6%を使用し、水道料金全体の27.0%を負担している。【資料6. 大口使用者の利用状況 P20】

○従量料金の最高単価は道内主要都市と比較して高く設定されており、逦増度も高い状況となっている。

【資料7. 道内主要都市の従量料金の比較 P21】

○このため、**道内主要都市と比較して割高な料金単価となっている大口使用者の負担を軽減する必要がある。**

③超大口使用者、地下水利用専用水道事業者の水道利用の促進

(水道利用促進)

- 人口減少などに伴い水道料金収入の減少が見込まれる中、水道事業の安定的な運営には利用者の負担軽減を図りつつも、水道利用の促進を図る必要がある。
- 特に使用水量に大きな影響を与える超大口使用者への水道利用促進や地下水への転換抑止のほか、地下水利用専用水道事業者に水道利用への転換を促す取組みが重要である。
- 全国的には、従量料金における逦増度の緩和や逦減型料金体系の導入のほか、水道への転換に伴う給水装置負担金の軽減などの取組みも広がっている。【資料8. 超大口使用者、地下水利用専用水道事業者の状況 P22】
- こうした状況を踏まえ、超大口使用者や地下水利用専用水道事業者に水道の使用水量の増加や地下水からの転換を促進するため、一定の使用水量を超える**超大口使用者の負担を軽減するとともに、地下水から水道へ転換する際の経費負担を軽減する必要がある。**

(バックアップ料金制度の見直し)

- バックアップ料金制度は、水道の大口使用者の地下水転換が増加したことにより、水道料金収入が大幅に減少したため、地下水利用専用水道事業者にも水道の建設コストなどの一部を負担していただくことを目的に制度を創設。
- 近年では水道から地下水への転換は大幅な増加は見られないが、バックアップ料金の未契約事業者の発生や収入が当初計画より大幅に減少している。【資料9. バックアップ料金の状況 P24】
- 将来的に水需要の減少が見込まれており、逦減性料金体系の導入などにより超大口使用者に対する水道の利用促進や地下水利用専用水道事業者に対して水道利用への再転換を促すことにより、水道料金収入を確保する必要がある。
- また、近年、災害時における地下水の有用性が見直されており、特に医療機関では災害時における第2水源の確保が求められていることから、水道利用に転換しても、地下水を完全に廃止することは難しいため、現行の制度ではバックアップ料金が発生。【資料8. (4)全国の地下水対策の現状、国の動向等 P23】
- そのため、地下水利用専用水道事業者に対して、**水道の使用水量の増加や地下水から水道への転換を促進し水道料金収入の確保を図るため、バックアップ料金制度を見直す必要がある。**

④公共用料金体系

- 主に国・北海道・市の施設に適用される公共用の料金体系は昭和28年の給水開始時より設定されており、昭和41年の改定までは一般用の料金より割安な設定となっていたが、昭和45年以降は一般用や小口使用者の料金を抑えるために割高な状況が続いている。【資料10. 公共用料金の状況等 P25】
- 道内主要都市の中では、帯広市のみが公共用の料金体系を採用している。
- 水道料金体系には一般家庭などへの政策的配慮の考え方がある一方で、使用水量に基づいた負担の公平性が求められている。
- こうした状況を踏まえ、一般利用者との負担の公平性を確保するため、一般用の水道料金の引き下げに合わせ、**一般用料金との均衡を図る必要がある。**

(4) 水道料金の改定時期

- 新型コロナウイルス感染症の影響なども踏まえ、可能な限り早期に利用者の負担軽減につなげるため、**令和3年1月1日以降の検針分から新料金体系を適用する。**

2. 小口使用者の料金体系の見直し内容 (主に一般家庭など月に20m³以下の使用者)

(1) 見直しの内容

○口径20mm・25mmの月に10m³までの従量料金単価の引下げ

○月に10m³を超え20m³までの従量料金単価の引下げ

一般用 従量料金 (1m³につき) (1か月・税込)

メーター口径	10m ³ までの部分			10m ³ を超え20m ³ までの部分		
	現行	見直し後	増減	現行	見直し後	増減
13mm	49.5円	49.5円	0.0円	264.0円	253.0円	△ 11.0円
20mm	89.1円	71.5円	△ 17.6円			
25mm	118.8円	93.5円	△ 25.3円			
40mm以上	—	—	—			

【見直しの対象者】 (令和元年度実績)

メーター口径	延件数*	全利用者のうち
口径13mm	約 31,200件	6.4%
口径20mm	約 378,700件	77.4%
口径25mm	約 13,200件	2.7%
口径40mm以上	約 5,000件	1.0%
合計	約 428,100件	87.4%

※延件数・・・料金調定件数 (一世帯あたり6件/年)

【見直しによる水道料金の引下げ額】

(令和元年度実績ベース)

約 147,950千円 (税込)

(2) 使用水量別の影響額の例

(1か月・税込)

(一般用)		使用水量(月)	10m ³	15m ³ *	20m ³	30m ³
口径						
	13mm	現行料金		1,485円	2,805円	4,125円
見直し後料金			1,485円	2,750円	4,015円	7,205円
増減			0円	△ 55円	△ 110円	△ 110円
20mm	現行料金		2,101円	3,421円	4,741円	7,931円
	見直し後料金		1,925円	3,190円	4,455円	7,645円
	増減		△ 176円	△ 231円	△ 286円	△ 286円
25mm	現行料金		2,618円	3,938円	5,258円	8,448円
	見直し後料金		2,365円	3,630円	4,895円	8,085円
	増減		△ 253円	△ 308円	△ 363円	△ 363円
40mm	現行料金		5,984円	7,304円	8,624円	11,814円
	見直し後料金		5,984円	7,249円	8,514円	11,704円
	増減		0円	△ 55円	△ 110円	△ 110円

※ 令和元年度の平均使用水量は約15m³/月

3. 大口使用者の料金体系の見直し内容 (主に業務用など月に50m³を超える利用者)

(1) 見直しの内容

〇月に50m³を超える従量料金の最高単価の廃止

一般用 従量料金 (1m³につき) (1か月・税込)

メーター 口径	10m ³ まで の部分	10m ³ を超え 20m ³ まで の部分	20m ³ を超え 50m ³ まで の部分	50m ³ を超える部分		
	※見直し後	※見直し後		現行	廃止後	増減
13mm	49.5円	253円	319円	341円	319円	△ 22円
20mm	71.5円					
25mm	93.5円					
40mm以上	—					

※10m³までの部分、10m³を超え20m³までの部分の従量料金は、
小口使用者の料金体系見直し後の単価

【見直しの対象者】 (令和元年度実績)

延件数 約 7,300件 (全利用者の 1.5%)

【見直しによる水道料金の引下げ額】 (令和元年度実績ベース)

約 46,530千円 (税込)

(2) 使用水量別の影響額の例

(一般用)

(1か月・税込)

口径 \ 使用水量(月)		50m ³	100m ³	200m ³	500m ³	1,000m ³
		40mm	現行料金	18,194円	35,244円	69,344円
見直し後料金	18,084円		34,034円	65,934円	161,634円	321,134円
増減	△ 110円		△ 1,210円	△ 3,410円	△ 10,010円	△ 21,010円

4. 超大口使用者、地下水利用専用水道事業者の水道利用の促進

(主に病院やホテルなど月に1,000m³を超える利用者)

(1) 水道利用の促進方策

① 月に1,000m³を超える部分に逓減性の従量料金単価の新設

○全ての地下水利用専用水道事業者が月に1,000m³を超える地下水を使用しているため、水道を一定水量以上使用した場合には地下水の利用コストと同程度になるように設定

一般用 従量料金 (1m³につき)

(1か月・税込)

メーター口径	10m ³ までの部分	10m ³ を超え20m ³ までの部分	20m ³ を超え1,000m ³ までの部分	1,000m ³ を超える部分		
	※見直し後	※見直し後	※見直し後	現行 ※見直し後	新設	増減
13mm	49.5円	253円	319円	319円	253円	△ 66円
20mm	71.5円					
25mm	93.5円					
40mm以上	—					

※10m³までの部分、10m³を超え20m³までの部分、20m³を超え1,000m³までの部分の従量料金は、小口使用者、大口使用者の料金体系見直し後の単価

【見直しの対象者】 (令和元年度実績)

延件数 約170件

実事業者数 約28件 (全利用者の0.03%)

【見直しによる水道料金の引下げ額】

(令和元年度実績ベース)

約 23,650千円 (税込)

② 地下水から水道へ転換した場合の給水装置負担金の軽減

○地下水に切替える以前のメーター口径に増径する場合

…………… 増径分の負担金を全額免除

○地下水に切替える以前のメーター口径より増径、新設する場合

…………… 増径分・新設分の負担金を1/2免除

【見直しの対象者】 地下水利用専用水道事業者 【見直しに必要となる財源】 なし

給水装置負担金

メーター口径	負担金
25mm	166,320円
40mm	573,480円
50mm	1,029,240円
75mm	2,556,360円
100mm	4,266,000円
150mm	8,521,200円

③バックアップ料金制度の廃止

○地下水を利用する専用水道事業者が水道をバックアップとして使用する場合に帯広市との契約に基づいて負担を求める
バックアップ料金制度を廃止

【見直しの対象者】 13事業者（15施設） 【見直しによる収入の減少額】 約8,800千円（税込）

バックアップ料金制度

水道の大口使用者が使用水量の大部分を地下水へ転換し水道をバックアップとして利用する形態が増加し、水道料金の大幅な減少となったことから、平成24年に給水条例を改正し、バックアップサービスの提供に対する負担について専用水道事業者と新たな契約を締結するバックアップ料金制度を創設

制度の内容

- バックアップ料金は、給水契約の口径を単位とし定額制
- 全体使用水量に占める水道使用割合に応じて割引制度を導入
- 医療機関は、業務内容や社会的使命などから複数の水源を確保する必要性に鑑み、医療機関以外の料金の半額を負担額の上限

バックアップ料金表

【医療機関用】

給水契約の メーター口径	バックアップ料金 (税抜、年額)
25mm	160,000円
40mm	520,000円
50mm	780,000円
75mm	1,940,000円
100mm以上	3,320,000円

【医療機関以外】

給水契約の メーター口径	バックアップ料金 (税抜、年額)
25mm	320,000円
40mm	1,040,000円
50mm	1,560,000円
75mm	3,880,000円
100mm以上	6,640,000円

【バックアップ料金の割引】

年間の全体使用量 に占める水道使用 割合	バックアップ料金 割引率
3割以上	50パーセント
5割以上	70パーセント

(2) 使用水量別の影響額の例

①月に1,000m³を超える部分に逡減性の従量料金単価の新設

(一般用)

(1か月・税込)

使用水量(月) 口径		1,000m ³	2,000m ³	3,000m ³	4,000m ³	5,000m ³
		40mm	現行料金	342,144円	683,144円	1,024,144円
見直し後料金	321,134円		574,134円	827,134円	1,080,134円	1,333,134円
増減	△ 21,010円		△ 109,010円	△ 197,010円	△ 285,010円	△ 373,010円

5. 公共用の用途区分の廃止 (主に国・道・市の施設)

(1) 見直しの内容

○公共用の用途区分の廃止し、一般用を適用

従量料金 (1㎡につき)

(1か月・税込)

	メーター口径	10㎡までの部分			10㎡を超え 20㎡まで の部分	20㎡を超え 50㎡まで の部分	50㎡を 超える部分	1,000㎡を 超える部分
			現行	公共用	319円	341円	374円	
一般用 公共用	13mm	49.5円	見直し後	一般用	253円	319円		253円
	20mm	71.5円	増減		△ 66円	△ 22円	△ 55円	△ 121円
	25mm	93.5円						
	40mm以上	—						

【見直しの対象者】 (令和元年度実績)

延件数 約 1,300件

実施施設数 約 210施設

(全利用者の0.3%)

【見直しによる水道料金の引下げ額】

(令和元年度実績ベース)

約 18,920千円 (税込)

※10㎡までの部分の従量料金及び見直し後の従量料金は、小口使用者、大口使用者、超大口使用者の料金体系見直し後の単価

(2) 使用水量別の影響額の例

(公共用)

(1か月・税込)

口径 \ 使用水量(月)		10㎡	20㎡	50㎡	100㎡	500㎡
		10㎡	20㎡	50㎡	100㎡	500㎡
40mm	現行料金	5,984円	9,174円	19,404円	38,104円	187,704円
	見直し後料金	5,984円	8,514円	18,084円	34,034円	161,634円
	増減	0円	△ 660円	△ 1,320円	△ 4,070円	△ 26,070円

6. 水道料金体系見直しの効果

(1) 水道料金表の新旧比較

<現行の料金表>

一般用 (1か月・税込)

メーター 口径	基本料金	従量料金 (1㎡につき)			
		10㎡までの 部分	10㎡を超え 20㎡までの 部分	20㎡を超え 50㎡までの 部分	50㎡を 超える部分
13mm	990円	49.50円	264円	319円	341円
20mm	1,210円	89.10円			
25mm	1,430円	118.80円			
40mm ～ 200mm	5,984円 ～ 95,051円	—			

公共用 (1か月・税込)

メーター 口径	基本料金	従量料金 (1㎡につき)			
		10㎡までの 部分	10㎡を超え 20㎡までの 部分	20㎡を超え 50㎡までの 部分	50㎡を 超える部分
13mm	990円	49.50円	319円	341円	374円
20mm	1,210円	89.10円			
25mm	1,430円	118.80円			
40mm ～ 200mm	5,984円 ～ 95,051円	—			

<見直し後の料金表>

一般用・公共用 (1か月・税込)

メーター 口径	基本料金	従量料金 (1㎡につき)			
		10㎡までの 部分	10㎡を超え 20㎡までの 部分	20㎡を超え 1,000㎡までの部分	1,000㎡を 超える部分
13mm	990円	49.50円	253円	319円	253円
20mm	1,210円	71.50円			
25mm	1,430円	93.50円			
40mm ～ 200mm	5,984円 ～ 95,051円	—			

(2) 見直しの対象者 (令和元年度実績)

	延利用件数	うち見直し対象 延件数	割合	(参考)見直し対象とならない利用者
口径13mm	約 87,700件	約 31,200件	35.6%	10m ³ /月以下の利用者
口径20mm	約 382,600件	約 378,700件	99.0%	基本料金のみ利用者(使用水量0m ³)
口径25mm	約 13,500件	約 13,200件	97.8%	基本料金のみ利用者(使用水量0m ³)
口径40mm以上	約 5,800件	約 5,000件	86.2%	基本料金のみ利用者(使用水量10m ³ /月以下)
合 計	約 489,600件	約 428,100件	87.4%	

(3) 見直しの効果額 (税込) (令和元年度実績ベース)

1.小口使用者		約 147,950千円
2.大口使用者		約 46,530千円
3.超大口使用者等	1,000m ³ を超える部分	約 23,650千円
	バックアップ料金制度の廃止	約 8,800千円
4.公共用料金体系		約 18,920千円
合 計		約 245,850千円 (税抜 約 223,500千円)

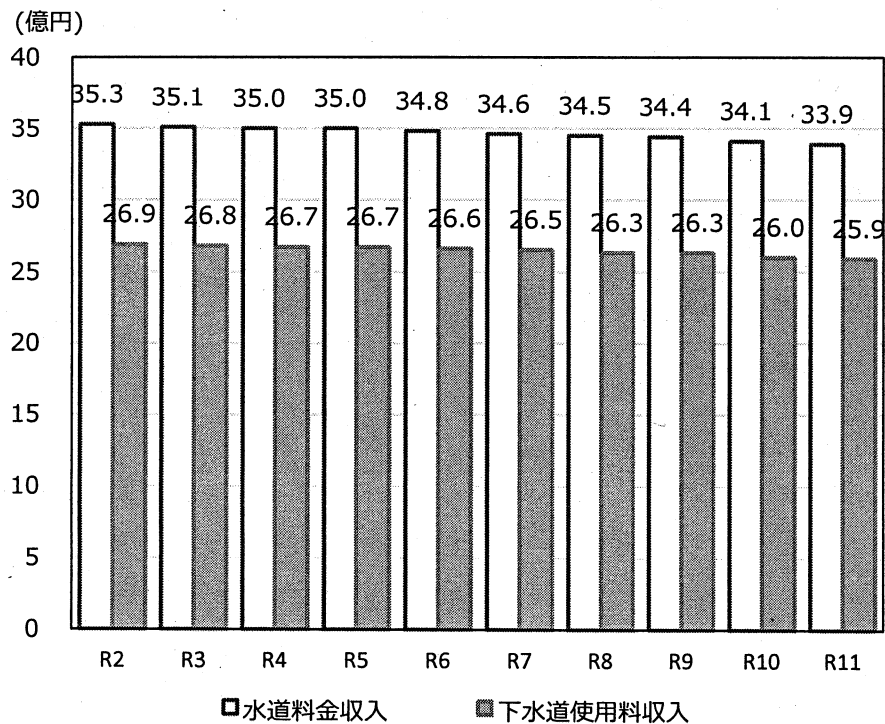
資料1. 上下水道事業の収支見通し

(1) 上下水道料金の見込み

○人口減少に伴い水道料金・下水道使用料ともに微減傾向が続く

水道料金 10年間で1.4億円の減少(△4.0%)

下水道使用料 10年間で1.0億円の減少(△3.7%)



(2) 企業債元利償還金及び受水費の見込み

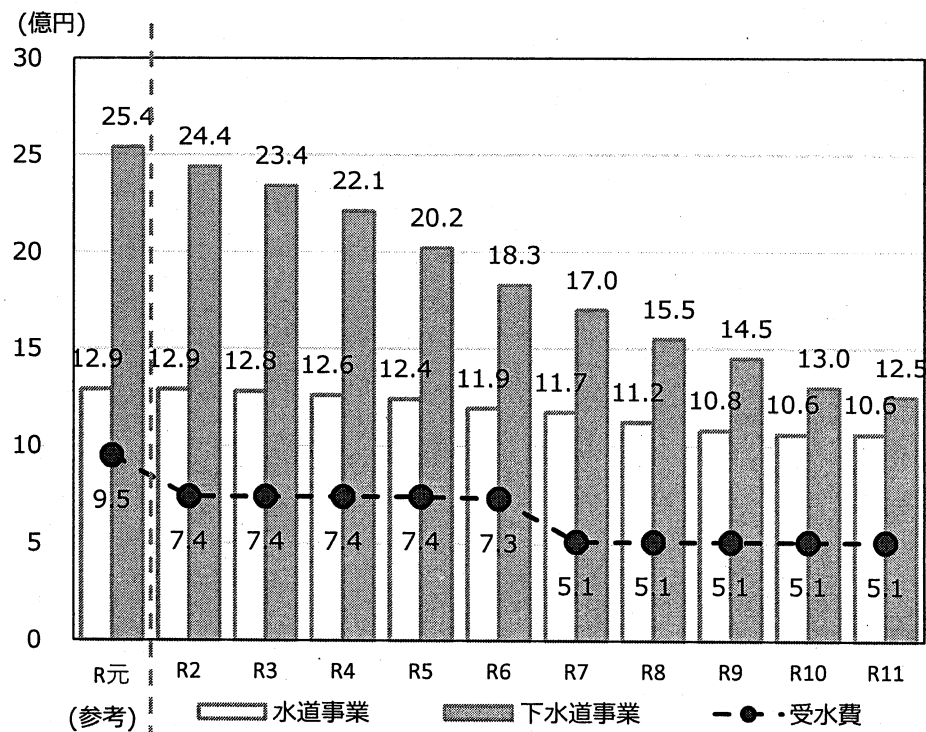
○企業債の元利償還金は水道・下水道事業ともに減少傾向が続く

水道事業 10年間で2.3億円の減少(△17.8%)

下水道事業 10年間で11.9億円の減少(△48.8%)

○企業団からの受水費は、R2～ 2.1億円の減少(△22.1%)

R7～ 2.2億円の減少(△30.1%)



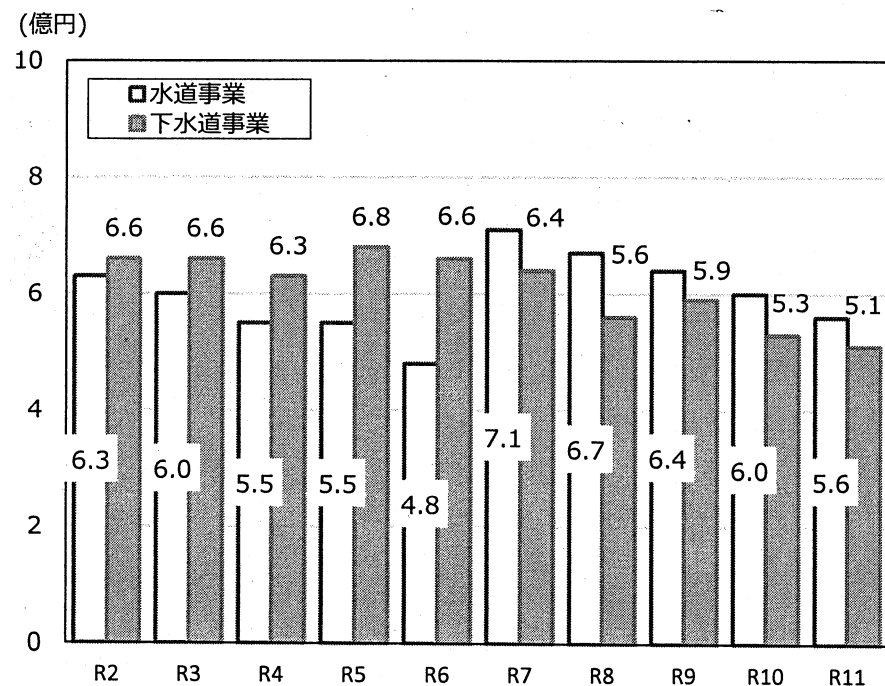
(3) 当年度純損益の見込み

〈水道事業〉

○水道料金は毎年度減少するものの、受水費や企業債利息の減少などにより毎年度5～7億円程度の純利益を確保

〈下水道事業〉

○下水道使用料は毎年度減少するものの、企業債利息の減少などにより毎年度5～7億円程度の純利益を確保



(4) 累積資金残高の見込み

〈水道事業〉

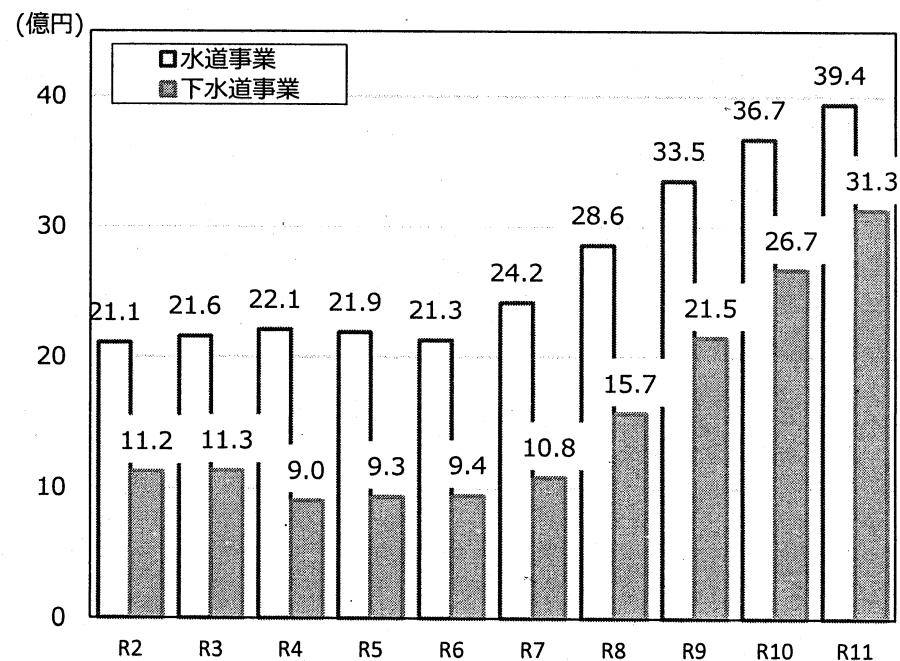
○前半は、R2末と同程度の21～22億円で推移

○後半は、純利益の増加などにより毎年度3～5億円増加し、R11末で39億円

〈下水道事業〉

○前半は、R2末より微減し9億円程度で推移

○後半は、企業債償還金の減少などにより毎年度4～5億円増加し、R11末で31億円



(5) 収支見通し

水道事業

(単位：百万円)

項目		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
収益的 収入	水道料金	3,526	3,513	3,501	3,498	3,475	3,464	3,446	3,438	3,410	3,393
	長期前受金戻入	237	225	224	225	224	223	211	201	191	178
	その他収入	408	410	412	409	412	419	420	415	418	405
	計	4,171	4,148	4,137	4,132	4,111	4,106	4,077	4,054	4,019	3,976
収益的 支出	受水費	738	737	736	736	734	511	510	509	506	505
	減価償却費等	1,657	1,649	1,696	1,703	1,769	1,767	1,775	1,786	1,792	1,794
	企業債利息等	239	218	198	181	167	154	144	135	127	122
	その他支出	911	942	954	961	957	962	975	988	996	996
計	3,545	3,546	3,584	3,581	3,627	3,394	3,404	3,418	3,421	3,417	
当年度純損益		626	602	553	551	484	712	673	636	598	559
資本的 収入	企業債	579	754	783	769	524	465	526	646	632	430
	補助金	0	1	13	0	10	10	10	10	10	10
	その他収入	35	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	計	614	785	826	799	564	505	566	686	672	470
資本的 支出	建設改良費	1,599	1,855	1,906	1,952	1,784	1,589	1,519	1,603	1,766	1,569
	償還金	1,053	1,063	1,061	1,056	1,025	1,015	974	943	931	937
	その他支出	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	2,653	2,919	2,968	3,009	2,810	2,605	2,494	2,547	2,698	2,507
資本的収支不足額		2,039	2,134	2,142	2,210	2,246	2,100	1,928	1,861	2,026	2,037
補てん財源		2,181	2,184	2,188	2,197	2,181	2,390	2,365	2,356	2,348	2,307
累積資金残高		2,110	2,160	2,206	2,193	2,128	2,418	2,855	3,350	3,672	3,942
企業債残高		16,875	16,565	16,287	16,000	15,499	14,949	14,501	14,204	13,905	13,398

※. 収益的収支は税抜額、資本的収支は税込額

- ※・水道事業・下水道事業の収支見通しは、上下水道ビジョンの収支見通しをベースに令和元年度決算などを反映したものの、
 ・帯広市の水道料金・下水道使用料は、従来から都市部と農村部を同一に設定しており、簡易水道事業と農村下水道事業の収支状況を明確にし、水道事業や下水道事業に影響が生じないようにするため、収支不足が生じた場合には一般会計から補てんすることとしているため、簡易水道事業と農村下水道事業の収支見通しを除いている。

下水道事業

(単位：百万円)

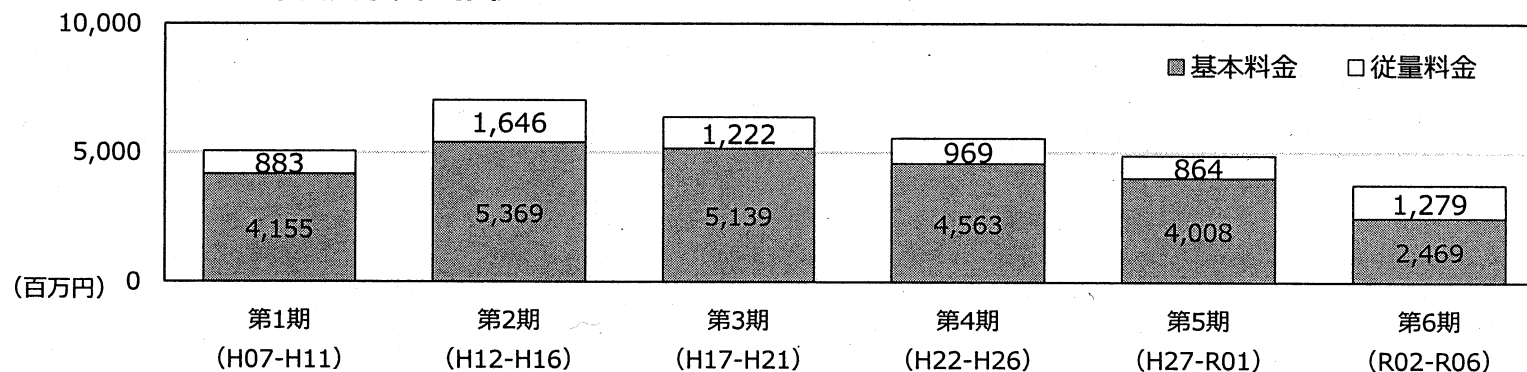
年度		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
項目											
収益的 収入	下水道使用料	2,694	2,684	2,674	2,672	2,655	2,645	2,632	2,626	2,604	2,591
	長期前受金戻入	1,076	1,061	1,080	1,081	1,082	1,092	1,104	1,053	1,026	1,013
	その他収入	1,081	1,103	1,133	1,138	1,092	1,076	1,085	1,024	972	938
	計	4,851	4,848	4,887	4,891	4,829	4,813	4,821	4,703	4,602	4,542
収益的 支出	減価償却費等	2,351	2,328	2,370	2,373	2,379	2,403	2,435	2,352	2,305	2,278
	企業債利息等	368	320	276	236	202	176	156	139	123	109
	その他支出	1,477	1,538	1,607	1,602	1,585	1,599	1,667	1,626	1,640	1,647
	計	4,196	4,186	4,253	4,211	4,166	4,178	4,258	4,117	4,068	4,034
当年度純損益		655	662	634	680	663	635	563	586	534	508
資本的 収入	企業債	542	605	538	391	374	533	528	410	385	506
	(うち、建設企業債)	(260)	(356)	(331)	(233)	(233)	(410)	(433)	(349)	(352)	(473)
	補助金	222	425	667	466	596	602	260	223	278	428
	その他収入	201	204	200	189	198	204	209	206	200	199
計	965	1,234	1,405	1,046	1,168	1,339	997	839	863	1,133	
資本的 支出	建設改良費	791	1,209	1,724	1,266	1,589	1,719	1,076	892	1,045	1,379
	償還金	2,076	2,016	1,934	1,788	1,623	1,524	1,398	1,311	1,179	1,143
	その他支出	1	1	2	2	1	1	1	2	1	1
	計	2,868	3,226	3,660	3,056	3,213	3,244	2,475	2,205	2,225	2,523
資本的収支不足額		1,903	1,992	2,255	2,010	2,045	1,905	1,478	1,366	1,362	1,390
補てん財源		1,985	2,006	2,017	2,049	2,051	2,048	1,967	1,943	1,880	1,855
累積資金残高		1,119	1,133	895	934	940	1,083	1,572	2,149	2,667	3,132
企業債残高		20,377	18,984	17,602	16,215	14,974	13,989	13,124	12,228	11,438	10,805

※. 収益的収支は税抜額、資本的収支は税込額

資料2. 企業団受水費の推移と水道料金の改定状況

○平成6年度以降は企業団からの受水費の発生、値上げに伴い、料金改定の実施

企業団受水費の推移



水道料金の改定状況

(一般用・税抜)

S56.10.1~

H6.4.1~ H9.4.1~ H12.2.1~

口径	基本水量	基本料金 (1ヶ月につき)	基本水量	基本料金 (1ヶ月につき)		
				基本料金	基本料金	基本料金
13mm	8㎡	680円	10㎡	960円	1,200円	1,350円
20mm	8㎡	930円	10㎡	1,440円	1,700円	1,910円
25mm	8㎡	1,250円	10㎡	1,850円	2,110円	2,380円
40mm	8㎡	2,500円	10㎡	4,130円	4,790円	5,440円
50mm	8㎡	7,000円	10㎡	7,660円	8,990円	10,340円
75mm	8㎡	11,000円	10㎡	14,780円	16,700円	19,080円
100mm	8㎡	16,000円	10㎡	23,330円	25,610円	29,160円
150mm	8㎡	33,000円	10㎡	49,260円	53,320円	60,490円
200mm	8㎡	46,000円	10㎡	68,850円	75,570円	86,410円
		従量料金		従量料金		
一般用	9~20㎡	100円 /㎡	11~20㎡	160円 /㎡	210円 /㎡	240円 /㎡
	21~100㎡	125円 /㎡	21~50㎡	195円 /㎡	255円 /㎡	290円 /㎡
			51~100㎡	210円 /㎡	270円 /㎡	310円 /㎡
	101㎡~	140円 /㎡	101㎡~	230円 /㎡	295円 /㎡	340円 /㎡

受水費の発生や値上げに伴う料金改定

H20.4.1~

口径	基本料金 (1ヶ月につき)	従量料金 (使用水量1㎡につき)			
		10㎡までの部分	10㎡を超え20㎡までの部分	20㎡を超え50㎡までの部分	50㎡を超える部分
13mm	900円	45円	240円	290円	310円
20mm	1,100円	81円			
25mm	1,300円	108円			
40mm	5,440円				
50mm	10,340円				
75mm	19,080円				
100mm	29,160円				
150mm	60,460円				
200mm	86,410円				

小口・大口使用者の負担軽減のための料金改定

資料3. 累積資金残高の必要額

(1) 安定的な事業運営が可能な累積資金残高

○過去の大災害による断水被害においても、約1カ月以内の復旧実績

- ・2011年東日本大震災では、津波被災地区を除き1ヵ月で約90%の断水復旧
- ・2016年熊本地震における断水期間は、熊本市は約10日、益城町は約30日

○水道料金等は、復旧から2か月後となることから、合計で3か月程度の影響が生じる

- 東日本大震災
2011年3月 最大震度7 (M9.0)
断水戸数 約256.7万戸
- 熊本地震
2016年4月 最大震度7 (M7.3)
断水戸数 約44.6万戸

過去の大規模災害などを例に、累積資金残高を年間の水道料金等の30%を確保

水道事業 R元年度 水道料金 35.4億円 × 30% = 10.6億円 → 10億円を確保

下水道事業 R元年度 下水道使用料 27.0億円 × 30% = 8.1億円 → 8億円を確保

(参考) 大規模な自然災害時の財政支援

○「災害復旧費補助金」

地震や大雨による災害によって被災した施設等を原形に復旧するための工事費などに対する国からの補助金
熊本地震や東日本大震災の例では、国の補助率が1/2から8/10~9/10まで引き上げられた

○「災害復旧事業債」

地震や大雨による災害によって被災した施設等を原形に復旧するための工事費などに対して企業債(充当率100%)の発行が可能
熊本地震の例では、企業債の償還時に国から交付税として50%が補てん、償還年限も通常の10年償還から25年償還に延長

○「減収対策企業債」

大規模災害に伴い料金収入などが減少し資金不足が生じた場合に発行が可能
東日本大震災の例では、企業債の償還利子の50%が国から交付税として補てん

資料4. 小口使用者の利用状況 (令和元年度)

○全体の利用者のうち、口径25mm以下で使用水量が月に20m³以下の小口利用者が全体の84.2%を占める

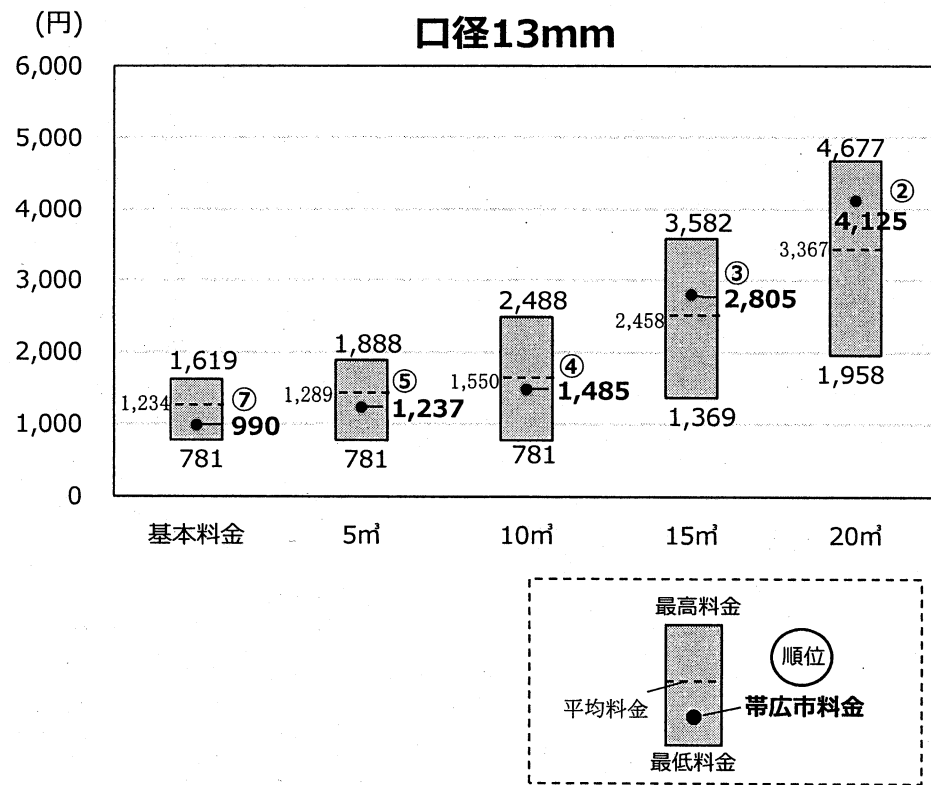
(単位:件)

口径		水量(月)	0~10m ³	11~20m ³	0~20m ³ 小計	21~50m ³	51m ³ ~	合計
		13mm	延件数	56,533	23,457	79,990	6,788	926
	割合	11.5%	4.8%	16.3%	1.4%	0.2%	17.9%	
20mm	延件数	177,050	147,077	324,127	57,101	1,396	382,624	
	割合	36.2%	30.0%	66.2%	11.7%	0.3%	78.2%	
25mm	延件数	4,481	3,530	8,011	3,728	1,758	13,497	
	割合	0.9%	0.7%	1.6%	0.8%	0.4%	2.8%	
25mm以下 小計	延件数	238,064	174,064	412,128	67,617	4,080	483,825	
	割合	48.6%	35.6%	84.2%	13.8%	0.8%	98.8%	
40mm以上	延件数	783	625	1,408	1,081	3,276	5,765	
	割合	0.2%	0.1%	0.3%	0.2%	0.7%	1.2%	
合計	延件数	238,847	174,689	413,536	68,698	7,356	489,590	
	割合	48.8%	35.7%	84.5%	14.0%	1.5%	100.0%	

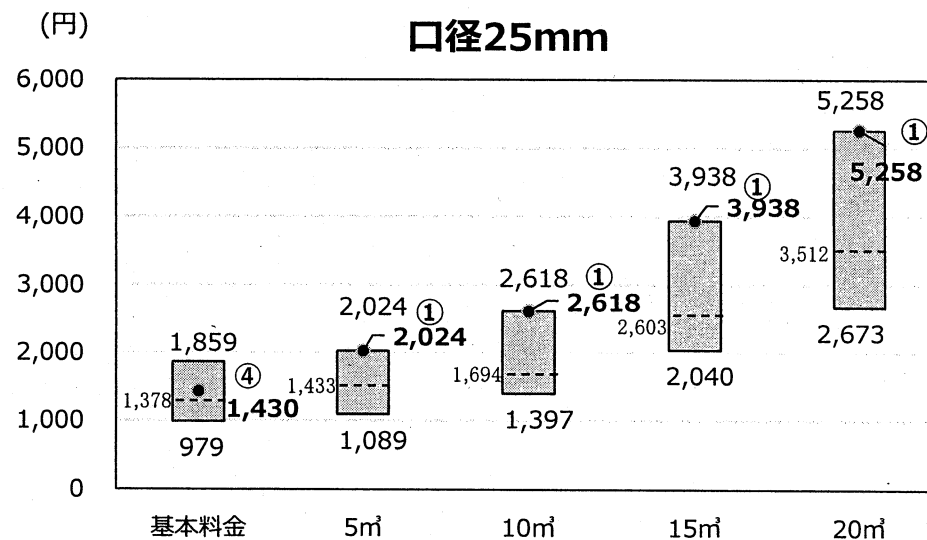
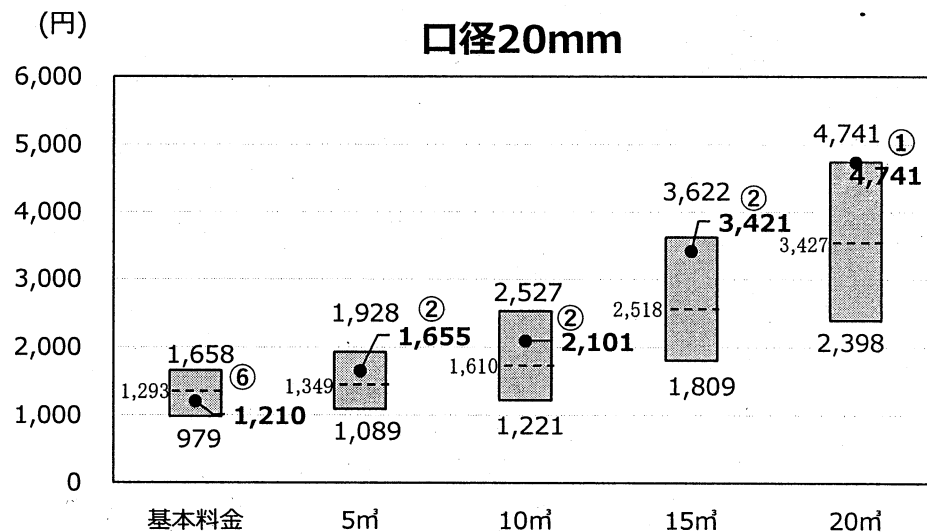
資料5. 道内主要都市の家事用水道料金の比較

○口径25mm以下の家事用の水道料金を人口10万人以上の道内主要都市9市と比較すると、

- ・口径13mmは使用水量が10㎡までは平均以下
- ・口径20mm、25mmの基本料金は平均的な料金となっているが、従量料金の単価が高いため使用水量が増えると主要都市の中で1番高くなっている



※○数字は、道内主要都市9市の中で、帯広市の料金が何番目に高いかを示す



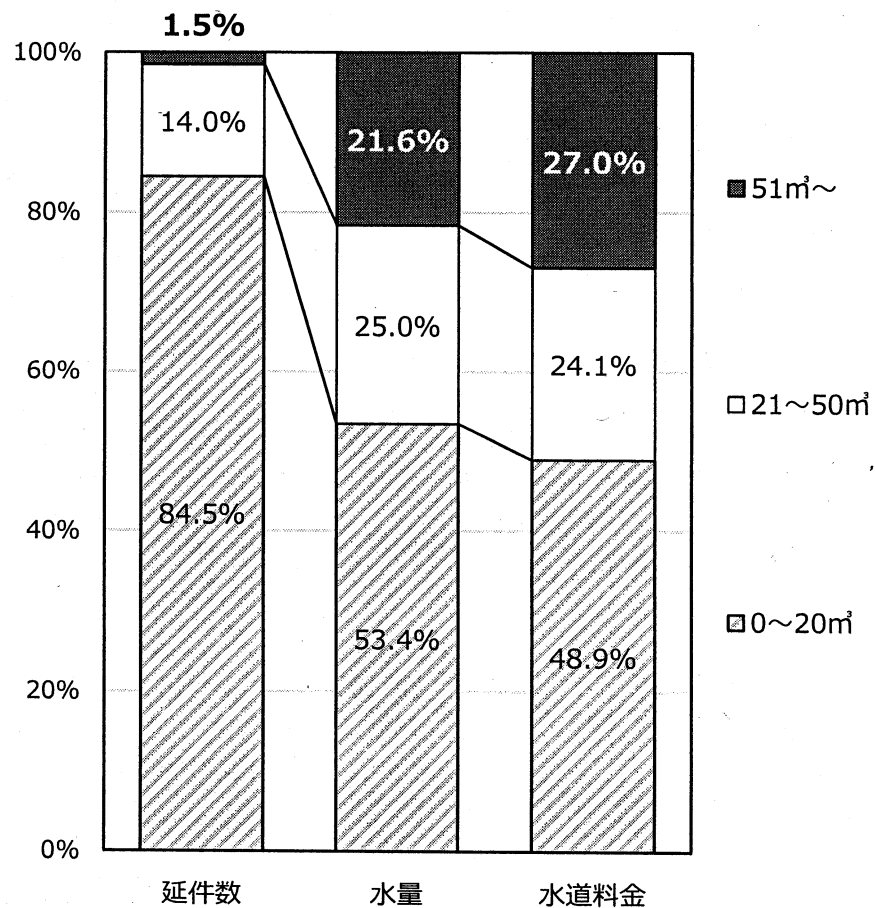
資料6. 大口使用者の利用状況 (令和元年度)

〇月に20m³までの利用者は全体利用者の84.5%を占めるが、使用水量全体の53.4%を使用し、水道料金全体の48.9%を負担
 〇月に50m³を超える利用者は全体利用者の1.5%に過ぎないが、使用水量全体の21.6%を使用し、水道料金全体の27%を負担

令和元年度 使用水量段階別の延件数・水量・水道料金

(単位:件・千m³・百万円(税抜))

区分 \ 水量(月)	0~20m ³	21~50m ³	51m ³ ~	合計
延件数	413,536	68,698	7,356	489,590
割合	84.5%	14.0%	1.5%	100.0%
水量	7,712	3,618	3,122	14,452
割合	53.4%	25.0%	21.6%	100.0%
水道料金	1,730	853	953	3,536
割合	48.9%	24.1%	27.0%	100.0%



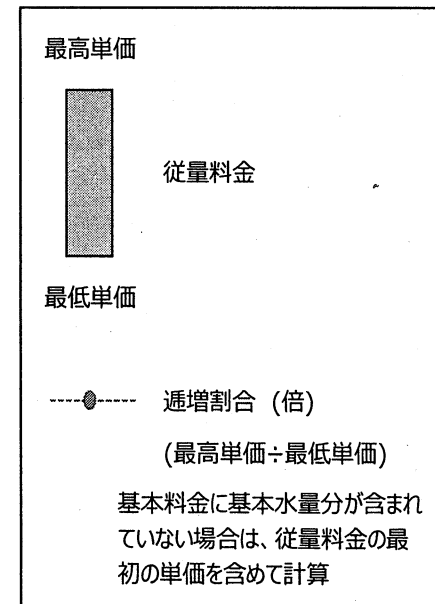
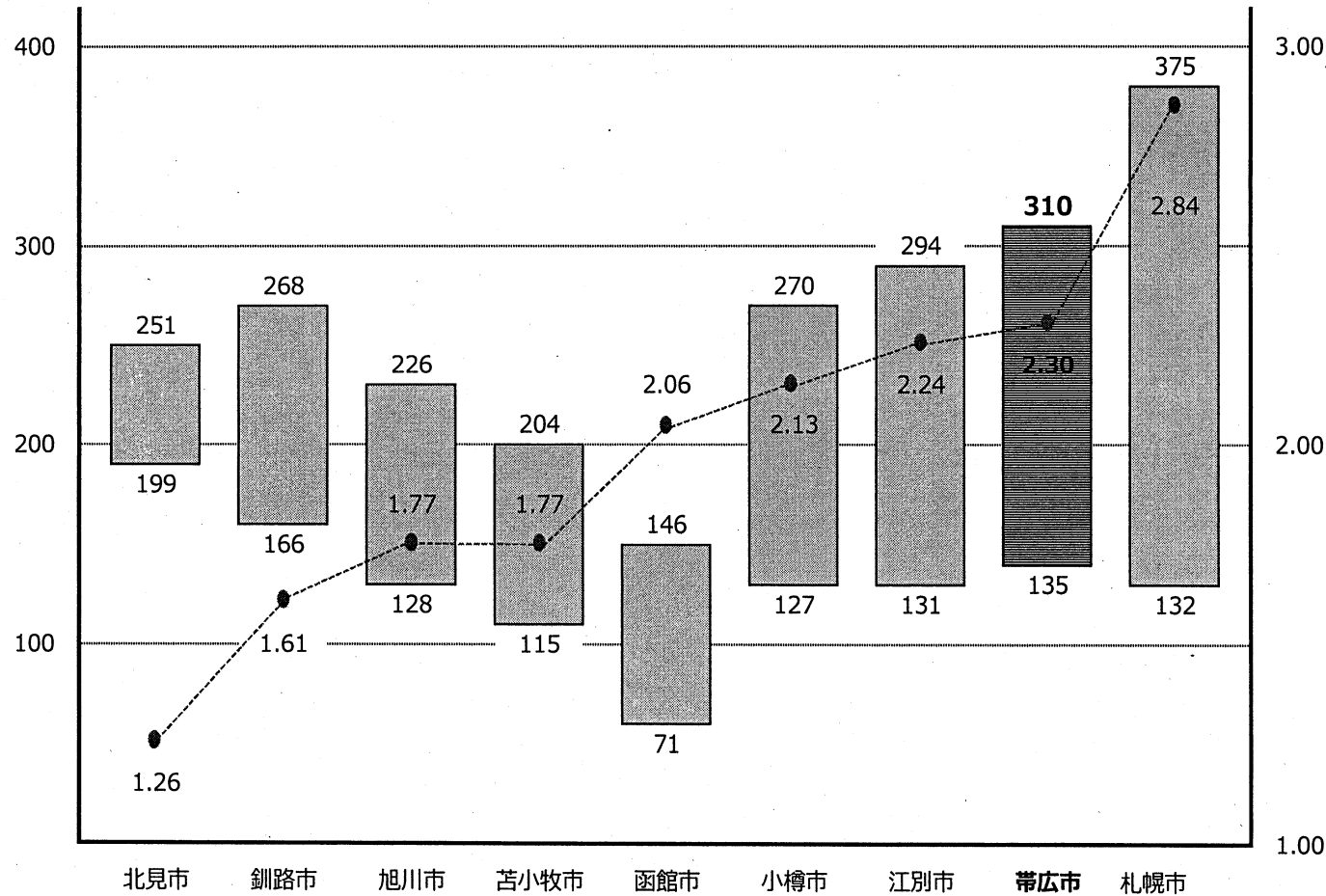
資料 7. 道内主要都市の従量料金の比較 (最低・最高単価、逓増割合) (税抜)

○帯広市の逓増割合は札幌市に次いで2番目に高い

○従量料金の最高単価 310円も札幌市の 375円に次いで2番目に高い

従量料金単価
(円/m³、税抜)

逓増割合 (倍)



※北見市は、令和2年11月以降の料金

資料8. 超大口使用者、地下水利用専用水道事業者の状況

(1) 超大口使用者の利用状況 (令和元年度)

○1,000m³/月以上の超大口使用者は、全体の利用者のうち0.03%に過ぎないが、平均単価は321円/m³であり他の利用者と比較すると割高な水道料金となっている

使用水量段階別の延件数・水量・水道料金

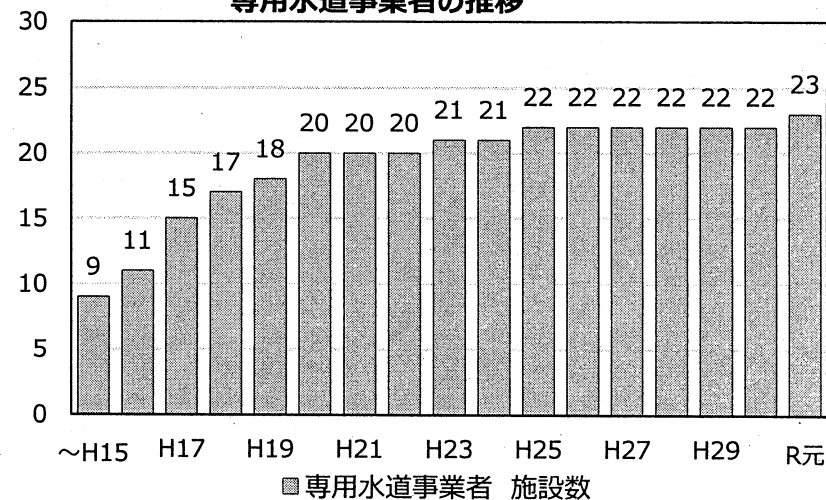
(単位:件・千m³・百万円(税抜))

区分	水量(月)	0~ 20m ³	21~ 50m ³	51~ 1,000m ³	1,001m ³ ~	合計
延件数		413,536	68,698	7,188	168	489,590
①	割合	84.47%	14.03%	1.47%	0.03%	100.0%
水量		7,712	3,618	2,396	726	14,452
②	割合	53.4%	25.0%	16.6%	5.0%	100.0%
水道料金		1,730	853	720	233	3,536
③	割合	48.9%	24.1%	20.4%	6.6%	100.0%
平均単価						
③/② (円/m ³)		224	236	301	321	245

(2) 専用水道事業者の推移

OH20までは地下水への転換傾向が見られるがそれ以降は微増

専用水道事業者の推移



(3) 専用水道事業者の状況等 (令和元年度)

○地下水利用専用水道事業者は、月に1,000m³以上の水を使用しており、20施設の平均水量は月に約 3,600m³

原水の種類

水道のみ	2施設
井戸のみ	6施設
うち、休止中	1施設
水道と井戸の併用	15施設
合計	23施設

地下水の利用状況

(月平均)

水量	施設数
～ 1,000m ³	
1,001m ³ ～ 2,000m ³	5施設
2,001m ³ ～ 3,000m ³	5施設
3,001m ³ ～ 4,000m ³	6施設
4,001m ³ ～ 5,000m ³	2施設
5,001m ³ ～ 6,000m ³	1施設
6,001m ³ ～ 7,000m ³	
7,001m ³ ～ 8,000m ³	
8,001m ³ ～ 9,000m ³	
9,001m ³ ～ 10,000m ³	
10,001m ³ ～	1施設
合計	20施設
水量	約 72,600m ³ /月

平均 約 3,600m³/月

【20施設の内訳】

- ・医療機関 11施設
- ・宿泊施設 4施設
- ・店舗 4施設
- ・教育機関 1施設

○地下水専用水道事業者からの聴取によると、地下水利用の平均コストは275円/m³程度であったことから、平均使用水量(約3,600m³/月)以上の水道を使用した場合に水道の平均単価が地下水利用コストを下回るように設定

(一般用、口径40mm)

(1か月・税込)

水量(月)	1,000m ³	2,000m ³	3,000m ³	3,600m ³	4,000m ³
見直し後料金	321,134円	574,134円	827,134円	978,934円	1,080,134円
平均単価	321円/m ³	287円/m ³	276円/m ³	272円/m ³	270円/m ³

(参考)

平均的な地下水利用者(3,600m³/月)が水道へ回帰した場合の効果額
 約 979千円/月 × 12か月 = 11,748千円/年(税込、見直し後料金)

(4) 全国の地下水対策の現状、国の動向等

①国の動向

- 災害時における医療体制を充実強化するため、医療機関に対して地下水などによる水の確保を求めている
- 厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」では、災害時における地下水利用の有用性が示されている。また逡増性料金体系の緩和により大口使用者の地下水への切替えの抑止効果が期待できるとされている。

②全国の自治体の事例

- 大口使用者に対する地下水への転換抑止、地下水から水道への転換促進策
 - 水道の一定水量以上の使用部分の料金単価を安くする逡減料金単価の設定 (高知市、盛岡市など)
 - 個別契約により基準水量を超えて使用した水道単価を低額に設定 (北九州市、大分市、流山市など)
 - 地下水使用者が水道に切替えた場合の給水装置の負担金の軽減 (神奈川県)

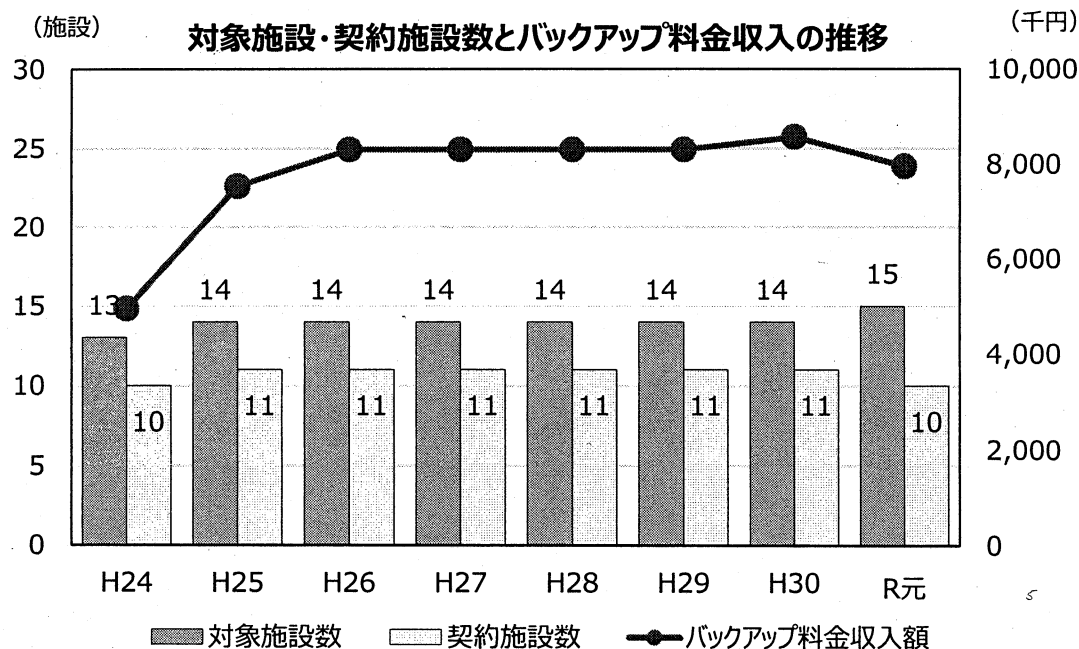
資料9. バックアップ料金の状況

○制度創設から8年間で対象事業者は1者2施設の増加

○契約事業者数及び施設数は新規契約や契約解除があるものの制度創設時から大きな増減なし

○バックアップ料金収入額は、約800万円（税抜）で推移

H24当初見込み約3,200万円（△2,400万円）（減の要因：未契約者の発生や水道口径の減径による影響）



バックアップ対象者・契約者の推移 (各年度末)

		H24	H25 ~H30	R元
バックアップ 対象者	事業者数	12	12	13
	施設数	13	14	15
バックアップ 契約者	事業者数	9	9	9
	施設数	10	11	10

資料10. 公共用料金の状況等

(1) 公共用の利用状況 (令和元年度)

○全体の利用者うち、公共用が占める割合は延件数の割合では0.5%、水道料金の割合では6.3%

(単位:件・百万円(税抜))

	一般用	公共用	浴場用	臨時用	合計
延件数	486,481	2,654	43	412	489,590
割合	99.4%	0.5%	0.0%	0.1%	100.0%
水道料金	3,307	223	1	5	3,536
割合	93.5%	6.3%	0.0%	0.1%	100.0%

○月に10m³以下の利用者が50.3%を占めるが、101m³以上の利用者も19.8%

公共用の使用水量別内訳

(単位:件・百万円(税抜))

	0~ 10m ³	11~ 20m ³	21~ 50m ³	51~ 100m ³	101~ 500m ³	501m ³ ~	合計
延件数	1,335	265	347	181	443	83	2,654
割合	50.3%	10.0%	13.1%	6.8%	16.7%	3.1%	100.0%
水道料金	6	3	9	11	66	128	223
割合	2.7%	1.3%	4.0%	4.9%	29.6%	57.4%	100.0%

(2) 公共用料金と一般用料金の比較 (現行料金)

○月に10m³以下の使用水量では差がない

○11m³以上の従量料金の単価は、1m³当たり22円から55円の差があるため、使用水量が増えるほど水道料金の差が大きくなる

使用水量別 水道料金(口径40mm、月額) (単位:円、税込)

	10m ³	20m ³	50m ³	100m ³	500m ³
公共用	5,984	9,174	19,404	38,104	187,704
一般用	5,984	8,624	18,194	35,244	171,644
差額	0	550	1,210	2,860	16,060

水道料金表

(1か月、税込)

口径	基本料金		従量料金				
	基本水量	~10m ³	11~ 20m ³	21~ 50m ³	51m ³ ~		
13mm	990	49.5	公共用	319	341	374	
20mm	1,210	89.1					
25mm	1,430	118.8					
40mm	5,984	10m ³	-	一般用	264	319	341
50mm	11,374			差額	55	22	33
75mm	20,988						
100mm	32,076						
150mm	66,506			200mm	95,051		

資料11. 水道事業の収支見通し(料金体系見直し後)

(単位：百万円)

年度		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
収益的 収入	水道料金	3,481	3,299	3,288	3,286	3,264	3,254	3,237	3,230	3,203	3,188
	うち見直し影響額	△ 45	△ 214	△ 213	△ 212	△ 211	△ 210	△ 209	△ 208	△ 207	△ 205
	長期前受金戻入	237	225	224	225	224	223	211	201	191	178
	その他収入	406	402	404	401	404	411	412	407	410	397
	うち見直し影響額	△ 2	△ 8	△ 8	△ 8	△ 8	△ 8	△ 8	△ 8	△ 8	△ 8
計	4,124	3,926	3,916	3,912	3,892	3,888	3,860	3,838	3,804	3,763	
収益的 支出	受水費	738	737	736	736	734	511	510	509	506	505
	減価償却費等	1,657	1,649	1,696	1,703	1,769	1,767	1,775	1,786	1,792	1,794
	企業債利息等	239	218	198	181	167	154	144	135	127	122
	その他支出	911	942	954	961	957	962	975	988	996	996
計	3,545	3,546	3,584	3,581	3,627	3,394	3,404	3,418	3,421	3,417	
当年度純損益		579	380	332	331	265	494	456	420	383	346
うち見直し影響額		△ 47	△ 222	△ 221	△ 220	△ 219	△ 218	△ 217	△ 216	△ 215	△ 213
資本的 収入	企業債	579	754	783	769	524	465	526	646	632	430
	補助金	0	1	13	0	10	10	10	10	10	10
	その他収入	35	30	30	30	30	30	30	30	30	30
計	614	785	826	799	564	505	566	686	672	470	
資本的 支出	建設改良費	1,599	1,855	1,906	1,952	1,784	1,589	1,519	1,603	1,766	1,569
	償還金	1,053	1,063	1,061	1,056	1,025	1,015	974	943	931	937
	その他支出	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	2,653	2,919	2,968	3,009	2,810	2,605	2,494	2,547	2,698	2,507	
資本的収支不足額		2,039	2,134	2,142	2,210	2,246	2,100	1,928	1,861	2,026	2,037
補てん財源		2,134	1,962	1,967	1,977	1,962	2,172	2,148	2,140	2,133	2,094
累積資金残高		2,063	1,891	1,716	1,483	1,199	1,271	1,491	1,770	1,877	1,934
うち見直し影響額		△ 47	△ 269	△ 490	△ 710	△ 929	△ 1,147	△ 1,364	△ 1,580	△ 1,795	△ 2,008
企業債残高		16,875	16,565	16,287	16,000	15,499	14,949	14,501	14,204	13,905	13,398

※. 収益的収支は税抜額、資本的収支は税込額